

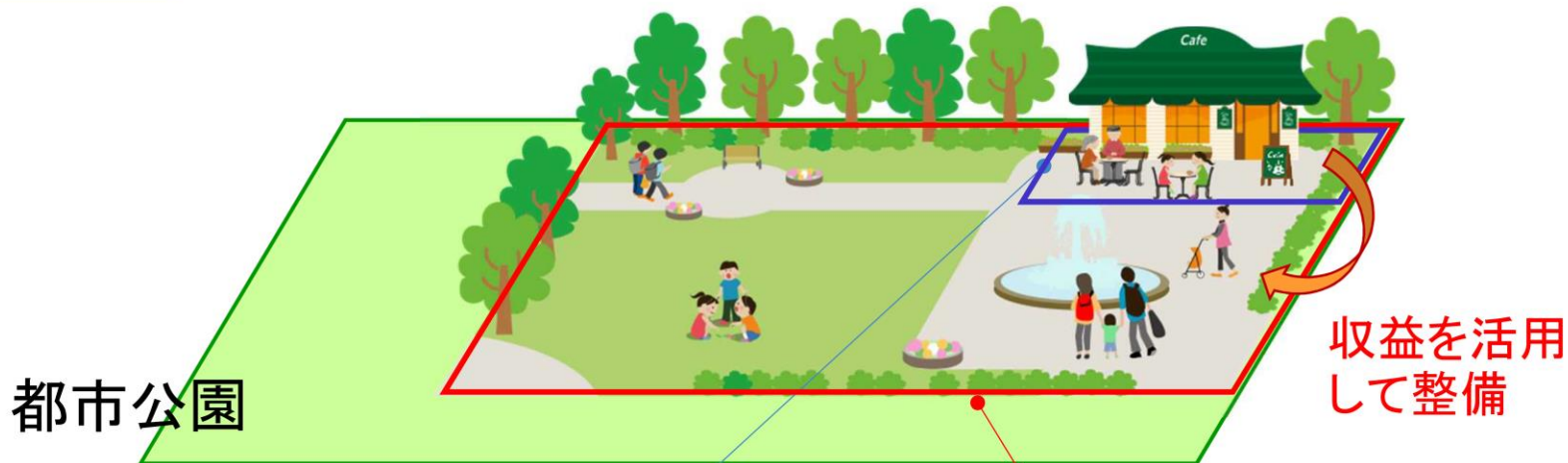
公園や道路, 河川に関するまちづくり制度

## ● 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設 (公募対象公園施設) の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設 (特定公園施設) の整備を一体的に行うこと



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設  
(公募対象公園施設)

広場、園路等の公共部分  
(特定公園施設)

従前

民間資金

公的資金

新制度

民間資金

収益を充当

公的資金

## ● 公募設置管理制度の特例措置

### 設置管理許可期間の特例(10年→20年)

○設置管理許可の期間は最長10年 → 民間事業者が施設を設置し、投資を回収する上で、「10年」は短い場合が多く、民間が参入しづらい、簡易な施設しか設置できない等の課題有り

⇒ ○公募設置管理制度に基づき選定された事業者は、上限20年の範囲内で設置管理許可を受けることが可能 → 民間の参入促進、優良投資促進

### 建ぺい率の特例 : 都市公園では、オープンスペースの確保のため公園施設の建蔽率を規定

○建ぺい率 : 原則 2% → ただし、公園施設の種類によりこれを超えることができる

⇒ ○休養施設・運動施設・教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合 + 10%

※例えば、休養施設と公募対象公園施設それぞれに10%上乗せされるものではない。

(教養施設又は休養施設のうち) 以下を設置する場合 + 20% (↑の+10%分を含む)  
・文化財保護法による国宝、重要文化財、登録有形文化財 ・景観法による景観重要建造物 等

屋根付広場等高い開放性を有する建築物等 + 10%

### 占用物件の特例 : 都市公園を占用できる物件は、法令で限定

○電柱、電線、水道管、下水道管、軌道、公共駐車場、郵便ポスト、公衆電話、災害用収容仮設施設、競技会等の催し物のために設けられる仮設工作物、標識、派出所、気象観測施設、条例で定める仮設物件 等

⇒ ○選定事業者は、以下を占用物件(利便増進施設)として設置できる  
・自転車駐車場 ・地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔  
→ 地域住民の利便の増進、事業者の収益向上による優良投資促進

# 都市公園リノベーション協定制度

まちなかウォークアブル区域内の都市公園で都市再生推進法人等が公園管理者と結ぶ公園施設設置管理協定に基づき、P-PFI制度と同様の事業を行う制度

## P-PFIと都市公園リノベーション協定制度の違い

	P-PFI	都市公園 リノベーション協定
制度概要	事業者が設置する施設から収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には特例措置がインセンティブとして適用	
根拠法	都市公園法	都市再生特別措置法
実施主体	公募により選定	都市再生推進法人 OR ウォークアブル事業実施主体
特例措置	①設置管理許可期間の特例（10年→20年） ②建蔽率の特例（2%→12%） ③占用物件の特例（自転車駐車場、看板等が設置可能）	

## ほこみち（歩行者利便増進道路）

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布） 11.25施行】

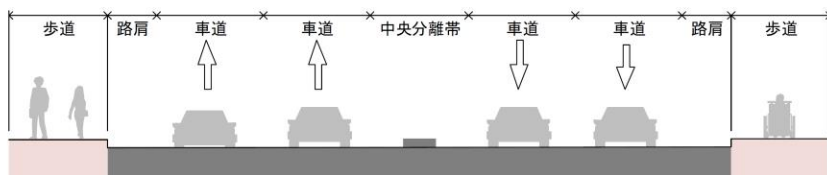
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

### 歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

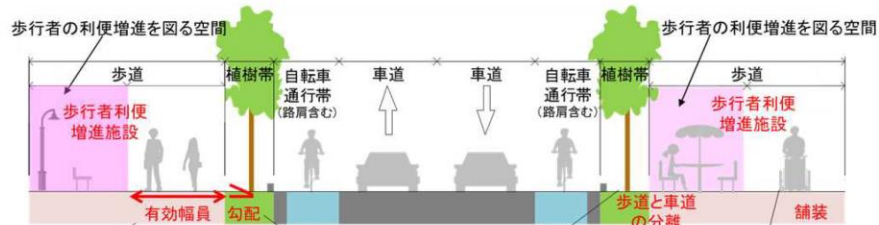
#### 【新たな構造基準のイメージ】

#### 【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

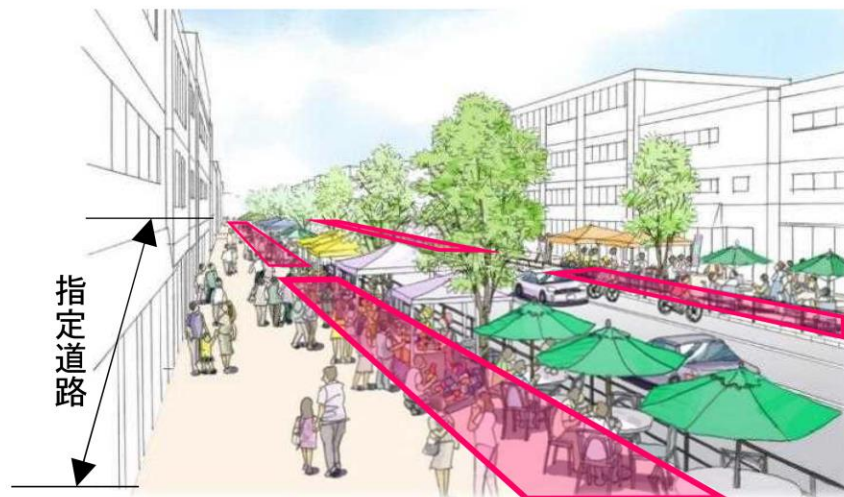
#### 【改築後】



バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準
・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保	・歩道の縦断勾配5%以下（特例値8%） ・歩道の横断勾配1%以下（特例値2%）	・植樹帯や並木や柵の設置 ・縁石の設置高さ15cm以上	・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする

### 利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、占用がより柔軟に認められる
- 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



特例区域

## 2. 河川空間のオープン化について

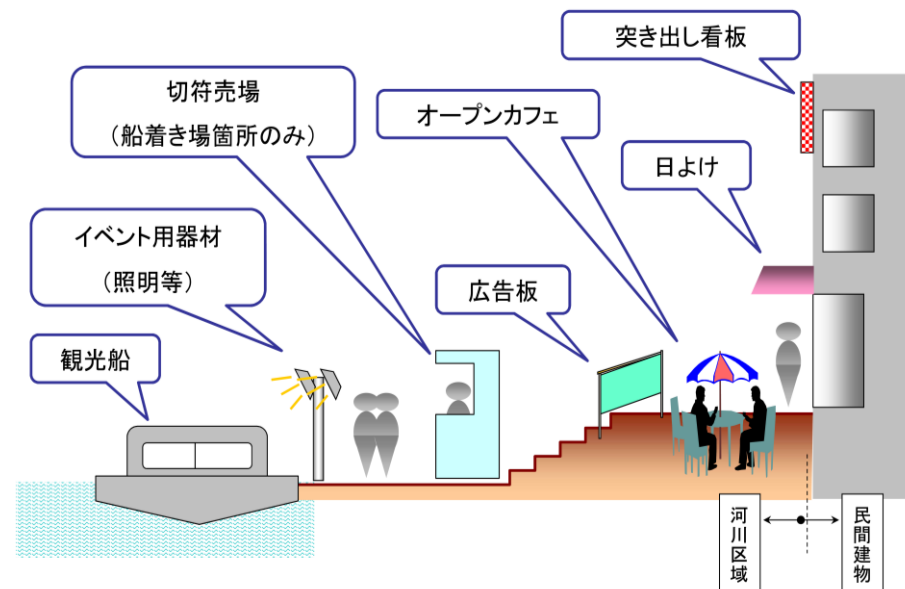
### 河川空間のオープン化の概要

➤河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会の活用などにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定する。

※区域の指定は、地元都道府県又は市町村（特別区を含む。）からの要望等を契機として行うことを想定

➤占有許可を受けた営業活動を行う事業者等は、河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することが可能に。

### 河川空間利用のイメージ



都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能